

「ワンチーム」で担い手の経営改善を支援

■ 管内認定農業者・新規就農者・集落営農法人 ■

(東讃農業改良普及センター ○阿部和美、片桐弘樹、河田光男、湊博之)

●対象の概要

管内における担い手は、認定農業者が602経営体（内集落営農法人：34法人）で、新規就農者が55名（H30年度末現在）となっており、認定農業者である農業法人数も年々増加している。

また、新規就農者については、近年、年50名前後で推移しており、その内雇用就農が全体の約6割を占めている状況である。

表－1 管内の担い手数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
認定農業者	619	606	580	587	602
(内法人)	79	86	97	107	116
(法人の内集落営農法人)	24	29	32	33	34
新規就農者	54	52	67	46	55
(内雇用就農)	25	29	43	32	25

●課題を取り上げた理由

認定農業者や新規就農者、集落営農法人の経営発展に向けた課題は、栽培技術や農地集積、投資計画・資金繰り、労働力確保、後継者・人材育成、法人化など、多岐にわたっている。

これらの課題を解決するためには、個々の普及員が個別に対応するのではなく、各担当が情報共有するとともに、関係機関や専門家とも連携・協力しながら、「ワンチーム」として課題解決にあたり、より良い解決策を導き出し、対応する必要があった。

●普及活動の経過

1 重点指導対象農業者のリストアップ

経営改善担当が中心となって、日頃の経営に関するカウンセリング活動を通じて、担い手個々の課題を抽出し、担い手育成部門の中で情報共有するとともに、今後の対応方針について検討を行った。

特に、関係機関や専門家などの助言を必要とする担い手についてはリストアップし、重点指導対象農業者として位置付けた。



担い手育成部門での打合せ

2 サポートチームによる支援

リストアップした重点指導対象農業者については、平成30年度から実施している「農業経営者総合サポート事業」を活用して、関係機関との情報共有を図るとともに、課題解決に向けた支援内容や協力体制等について検討した。

また、必要に応じて農業者の課題に対応した税理士や社会保険労務士などの専門家を派遣してもらい、サポートチームを編成し、経営分析や労務管理などについて助言を行うことで、課題の解決に導いた。

これらの支援内容については、前記の担い手育成部門の打合せ会の中で共有し、今後の支援に繋げた。



サポートチームによる支援

3 研修会の開催による経営改善支援

担い手の経営改善に必要な知識の習得を図るため、「経営能力ブラッシュアップ研修」を年3回開催した。

表－2 研修の主な内容と参加者数

回	主な内容	参加者数
1	『新たな農業経営指標』等を活用した経営状況のチェックと経営改善	13
2	税制改正に対する農業経営の把握法及びキャッシュフロー	44
3	6次産業化・異業種交流 「ひまわり栽培を核にした6次産業化と地域おこし活動」	29



経営能力ブラッシュアップ研修(第2回)

4 J A香川県担い手サポートセンターとの連携

平成28年に設置されたJ A香川県担い手サポートセンターとの連携を密にするため、今年度から新たに連携会議を開催し、今年度の計画や支援内容について情報交換を行うとともに、今後の取組について検討した。

●普及活動の成果

1 ワンチームでの支援による法人の設立

カウンセリングによる問題点の掘り起こしにより、今年度は22経営体を重点指導対象農業者として位置付けた。また、専門家を活用したサポートチームによる支援会を12経営体に対し15回開催した。その結果、新たに4法人が設立され、法人である認定農業者数が6経営体増

加した。

このほか、新規に雇用を開始した経営体や、6次産業化に取り組んだ経営体、経営承継による後継者育成を進めた経営体などもあり、個々の経営改善に必要な多様な取組への支援が、チームで対応することにより可能となった。

2 中核となる担い手を育成

新規就農担当や技術経営担当などと情報共有を図りながら、農業経営改善計画の作成支援を行ったことにより、7名の新規就農者が認定農業者へと移行し、さらなる経営発展をめざして事業計画を作成しており、地域の中核的な担い手となっている。

3 法人就農者の受け皿としての法人化

新規就農者の中には経営基盤を持たない者があり、近年農業法人等への雇用就農が多くなっている状況である。また、将来の独立自営就農をめざす者にとっても、栽培や経営について収入を得ながら学ぶことができる重要な場ともなっている。こうした中、担い手の法人化を支援することで、新規就農者の受け入れ先の確保や、その後の労働管理などの整備にも繋がった。

●今後の普及活動の課題

1 協力体制と役割

普及センターが中心となって担い手へのカウンセリングを行い、個々では対応が難しい場合や、専門家を活用すべき内容については、重点指導対象農業者として位置付けている。カウンセリングの時期は、決算直後や、農業経営改善計画の更新時に行うことが効果的・効率的であるが、この時期は個別に十分な時間を確保することが難しく、問題点の抽出や把握が上手くできていない。今後、タイミングよくカウンセリングを行えるような協力体制や役割分担が必要である。

2 フォローアップに向けた関係機関との情報共有

重点指導対象農業者として支援した担い手が、課題解決に向けて取り組んだ結果、経営状況等がどのように変化したか追跡調査を実施し、その結果を踏まえて新たな支援策を検討する等、継続的にフォローアップしていくことが必要である。このため、担当間や関係機関との円滑な情報共有の方法を検討する必要がある。